

発 監 理 第 6 1 号
平成31年 3月11日

株式会社 戸田組
代表取締役 戸田 充 様

七尾市長 不 嶋 豊 和

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社が工事等関係者事故を起こしたことは誠に遺憾である。よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。

今後はかかる事態が生ずることのないよう充分注意されたい。

記

1 指名停止の期間	平成31年 3月11日から 平成31年 3月24日まで 2週間
2 指名停止の理由	平成30年11月16日に、中能登土木総合事務所発注の「一般国道249号国道改築（防災・安全）工事（外田岸道路改良1工区）」において、二次下請業者の作業員が、地盤改良機械の運転席上部にて、ワイヤーの調整をしていたところ、誤って地上約3メートルの高さから転落し、負傷した。 平成31年2月8日に、七尾労働基準監督署は、労働安全衛生法に反し、必要な措置を講じていなかったとして、元請業者である上記有資格者に対し、是正勧告書を交付した。 このことは、七尾市入札参加者の指名停止に関する要綱別表第1第8号（工事等関係者事故）に該当すると認められるため指名停止とする。